

看護師等養成所の運営に関する指導要領（抜粋）

看護師等養成所の運営に関する指導要領について（平成13年1月5日健政発5）

第4 教員に関する事項

1 専任教員及び教務主任

- （1）保健師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。ただし、保健師として3年以上業務に従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したもの又は大学院において教育に関する科目を履修したものは、これにかかわらず専任教員となることができること。

ア 保健師として5年以上業務に従事した者

イ （ア）から（ウ）までのいずれかの研修（以下「専任教員として必要な研修」という。）を修了した者又は保健師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者

（ア）厚生労働省が認定した専任教員養成講習会（旧厚生省が委託実施したもの及び厚生労働省が認定した看護教員養成講習会を含む。）

（イ）旧厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程

（ウ）国立保健医療科学院の専攻課程（平成14年度及び平成15年度 旧国立公衆衛生院の専攻課程看護コースを含む。）及び専門課程地域保健福祉分野（平成16年度）

- （2）助産師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。ただし、助産師として3年以上業務に従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したもの又は大学院において教育に関する科目を履修したものは、これにかかわらず専任教員となることができること。

ア 助産師として5年以上業務に従事した者

イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は助産師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者

- （3）看護師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。ただし、保健師、助産師又は看護師として指定規則別表3の専門分野の教育内容（以下「専門領域」という。）のうちの一つの業務に3年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したもの又は大学院において教育に関する科目を履修したものは、これにかかわらず専任教員となることができること。

ア 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者

イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者

- （4）准看護師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。ただし、保健師、助産師又は看護師として指定規則別表4の専

門科目の教育内容のうちの一つの業務に3年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したもの又は大学院において教育に関する科目を履修したものは、これにかかわらず専任教員となることができること。

ア 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者

イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は准看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者

(5) 教員は、1の養成所の1の課程に限り専任教員となることができること。

(6) 専任教員は、看護師養成所にあつては専門領域ごとに、准看護師養成所にあつては専門科目ごとに配置し、学生の指導に支障を来さないようにすること。

(7) 専任教員は、保健師養成所及び助産師養成所では3人以上、看護師養成所では、3年課程（定時制を含む）にあつては8人以上、2年課程（定時制及び通信制を含む）にあつては7人以上、准看護師養成所にあつては5人以上（当分の間、3人以上）確保すること。ただし、平成23年3月31日までの間は、3年課程（定時制を含む）にあつては6人以上、2年課程（定時制及び通信制を含む）にあつては5人以上とすることができる。

(8) 専任教員は、保健師養成所及び助産師養成所にあつては、学生定員が20人を超える場合には、学生が20人を増すごとに1人増員することが望ましいこと。看護師養成所3年課程（定時制を含む）及び2年課程（定時制）にあつては、学生総定員が120人を超える場合には、学生が30人を増すごとに1人増員すること。また、看護師養成所2年課程及び准看護師養成所にあつては、学生総定員が80人を超える場合には、学生が30人を増すごとに1人、看護師養成所2年課程（通信制）にあつては学生総定員が500人を超える場合には、学生が100人を増すごとに1人増員することが望ましいこと。

(9) 専任教員の担当する授業時間数は、過重にならないよう1人1週間当たり15時間を標準とすること。（2年課程（通信制）を除く。）

また、2年課程（通信制）の専任教員についても、その業務が過重にならないよう十分配慮すること。

(10) 教務主任となることのできる者は、(1)から(4)までのいずれかに該当する者であつて、次のいずれかに該当するものであること。

ア 専任教員の経験を3年以上有する者

イ 厚生労働省が認定した教務主任養成講習会修了者

ウ 旧厚生労働省看護研修研究センターの幹部看護教員養成課程修了者

エ アからウまでと同等以上の学識経験を有すると認められる者

(11) 専任教員は、1の養成所の1の課程に限り教務主任となることができること。

(12) 専任教員は、専門領域における教授方法の研修や、看護実践現場での研修を受けるなどにより、自己研鑽に努めること。

保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭 26 年 8 月 10 日 文・厚令一）抜粋

別表三（第四条関係）（平成 20 年文科・厚労令一・全改、平成 22 年文科・厚労令二・一部改正）

教 育 内 容		単 位 数
基礎分野	科学的思考の基盤	} 1 3
	人間と生活・社会の理解	
専門基礎分野	人体の構造と機能	} 1 5
	疾病の成り立ちと回復の促進	
	健康支援と社会保障制度	6
専門分野Ⅰ	基礎看護学	1 0
	臨地実習	3
	基礎看護学	3
専門分野Ⅱ	成人看護学	6
	老年看護学	4
	小児看護学	4
	母性看護学	4
	精神看護学	4
	臨地実習	1 6
	成人看護学	6
	老年看護学	4
	小児看護学	2
	母性看護学	2
	精神看護学	2
統合分野	在宅看護論	4
	看護の統合と実践	4
	臨地実習	4
	在宅看護論	2
	看護の統合と実践	2
合 計		9 7